

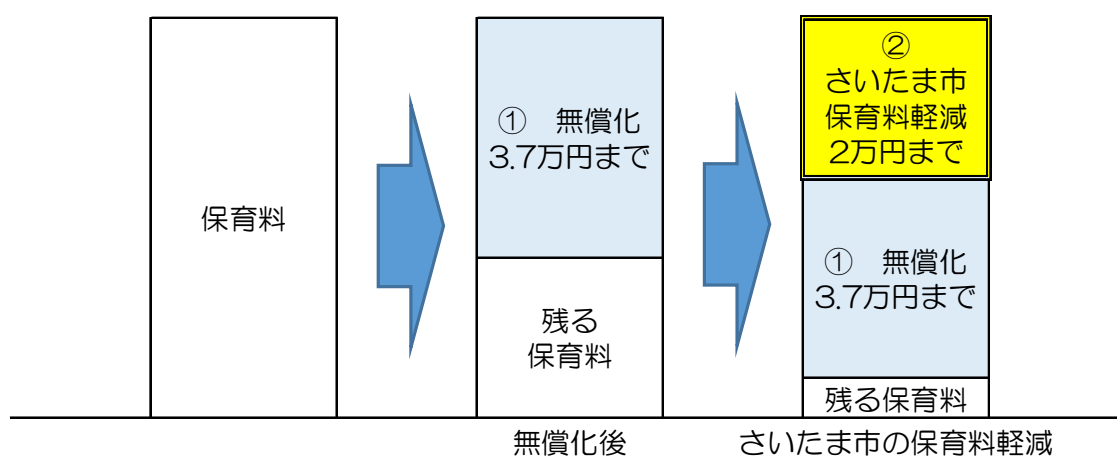
幼児教育・保育の無償化後のさいたま市の保育料軽減事業について

(ナーサリールーム・家庭保育室をご利用の方が対象)

さいたま市にお住まいの方で、ナーサリールーム等の市認定保育施設を利用されている世帯を対象に、保育料のうち2万円を上限に保育料軽減事業を実施しています。

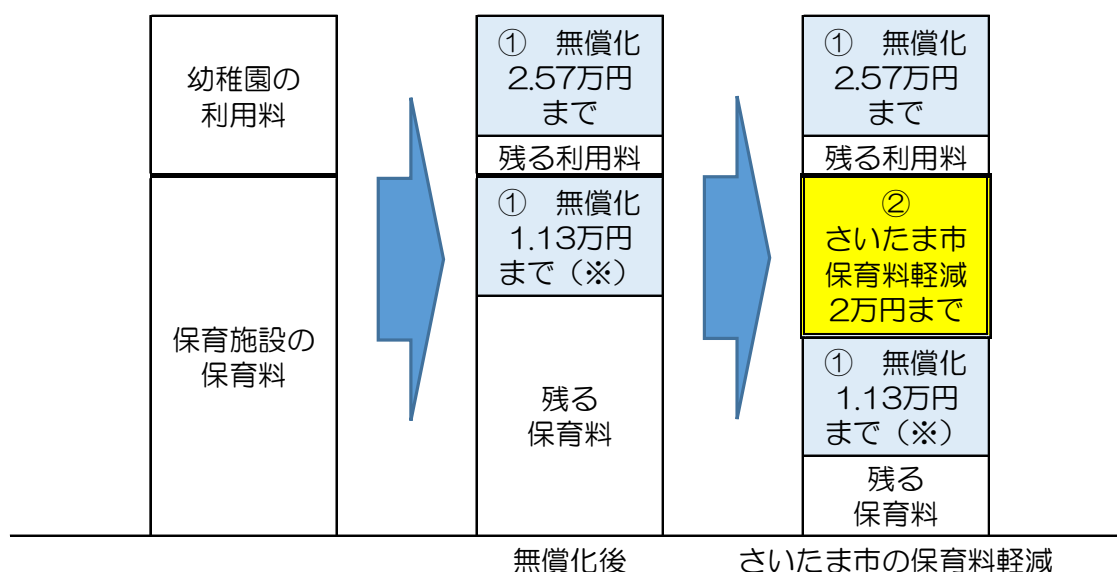
- ・ 利用には定員があります。また、保育の必要性が認められた世帯が対象になります。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の認定を受けている場合、無償化による軽減後、保育料の負担が残る場合に適用されます。
幼児教育・保育の無償化は、3～5歳児は月額3.7万円、0～2歳児は月額4.2万円（非課税世帯）が上限です。
- ・ 保育料以外の、給食費や行事費、通園送迎費などの実費負担分は対象外です。
- ・ 多子世帯の方は、多子軽減事業による負担軽減も併せてご利用いただけます。

<保育料軽減事業のイメージ（3～5歳児の場合）>



○ナーサリールーム等と幼稚園^(※)を並行利用している場合も、保育料軽減の対象になります
(並行利用の可否は施設によって異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。)

<幼稚園の預かり保育を利用していない場合のイメージ（3～5歳児の場合）>



(※) 幼稚園が預かり保育を年間200日以上、一日当たり8時間以上実施している場合、ナーサリールーム等の保育料は無償化の対象になりません。

幼児教育・保育の無償化とさいたま市の保育料軽減事業フローチャート

- ① さいたま市に住民票を有し、ナースリールーム等（ナースリールーム・家庭保育室）に在籍している

↓ はい

- ② ナースリールーム等の他に認可幼稚園にも在籍している

いいえ

＜ナースリールーム等の単独利用の場合＞

無償化・・・ナースリールーム等の保育料のうち 37,000 円まで（非課税世帯の 0～2 歳児は 42,000 円まで）無償化

保育料軽減・・・ナースリールーム等の保育料のうち、無償化後も残る保育料負担のうち 20,000 円を上限に軽減

はい

- ③ 在籍している幼稚園は「年間 200 日以上、一日当たり 8 時間以上の預かり保育」※を実施している

いいえ

＜ナースリールーム等と「年間 200 日以上、一日当たり 8 時間以上の預かり保育」
を実施していない幼稚園の並行利用の場合＞

無償化・・・①幼稚園の教育時間について 25,700 円まで無償化

②幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等について 11,300 円まで
（非課税世帯の 0～2 歳児は 16,300 円まで）無償化

保育料軽減・・・ナースリールーム等の保育料のうち、無償化後も残る保育料負担のうち 20,000 円を上限に軽減

はい

＜ナースリールーム等と「年間 200 日以上、一日当たり 8 時間以上の預かり保育」
を実施している幼稚園の並行利用の場合＞

無償化・・・①幼稚園の教育時間について 25,700 円まで無償化

②幼稚園の預かり保育について 11,300 円まで（非課税世帯の 0～2 歳児は 16,300 円まで）無償化

保育料軽減・・・ナースリールーム等の保育料のうち、20,000 円を上限に軽減

※ 「年間 200 日以上、一日当たり 8 時間以上の預かり保育」を実施している幼稚園は、さいたま市のホームページ内「無償化対象施設一覧（幼稚園及び認定こども園）」から確認できます。

さいたま市役所保育施設支援課

（管理・認可外保育係）

電話：048-829-1859